

ヒートアイランド対策認証制度

実施の要領について

(申し込み案内)

(平成29年8月改訂版)

一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会

目次

1	申し込み案内	3～5
	・ 認証制度の趣旨	
	・ 認証の対象とする部材等	
	・ 認証のながれ	
	・ 申請先	
	・ 手数料等	
	・ 第三者技術評価機関による技術評価費用の目安	
2	認証制度実施要領	6～13
	・ 対象部材	
	・ 認証基準	
	・ 測定方法	
	・ 手数料	
	・ 第三者技術評価機関	
3	様式集	14～22
	・ 様式第1 認証申請書（新規・変更）	
	・ 様式第2 技術評価報告書	
	・ 様式第3 誓約書	
	・ 様式第4～7 認証書 他	
4	ヒートアイランド対策認証制度実施のながれ	23

ヒートアイランド対策認証制度実施の要領について（申し込み案内）

1 認証制度の趣旨

温室効果ガスの排出量の増大による地球温暖化が進展し、世界各地で集中豪雨などさまざまな異常気象が顕在化しています。加えて、都市部においては、ヒートアイランド現象により、さらに温度が上昇し、熱中症などの健康被害が多発するなどその対策は喫緊の課題となっております。

ヒートアイランド現象は、空調システムや自動車などから排出される人工排熱の増加や緑地等の減少や建築物・舗装等の地表面の人工化並びに密集した建築物により風通しが阻害され天空率が低下する都市形態の高密度化などが原因であり、都市部特有の大気に関する熱汚染といわれています。

従って、ヒートアイランド現象を緩和していくためには、多岐にわたる要因に総合的・体系的に取り組む必要があります。そのため、国においては、府省連絡会議を設置しヒートアイランド対策大綱を取りまとめ積極的な対策を講じてきております

一方、我々、ヒートアイランド対策技術を保有する民間においても、一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会を設置し、対策の導入促進や技術開発さらには普及啓発に取り組んでいるところであります。

2020年の夏には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。期間中のヒートアイランド現象による競技等への影響は皆無にしなければなりませんし、また、同時に、世界に日本における先進的なヒートアイランド対策技術を発信する機会にしなければなりません。

そこで、ヒートアイランド対策技術の一層の普及を図るとともに、より先進的な技術の開発を促進していくために、先導的な技術を認証し、その技術の普及を促進していく認証制度を立ち上げるものです。

本認証制度は、一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会の部材メーカー会員を中心に企画されたもので、ヒートアイランド対策として用いる時に部材に期待される性能項目についての評価・認証を行うものです。実際にヒートアイランド対策として効果を発揮するためには、部材自体の性能に加えて、適用する街区・場所、建物の状況に応じた適切な設計上の配慮や、施工上の配慮が必要となります。本認証制度では、施工上の条件については、ヒートアイランド対策として部材性能を発揮するために不可欠のものについては、施工も含めて評価・認証し、部材としての性能は高くとも、使用場所が適切でないヒートアイランド対策にならないものについては、設計上の留意点等を付記して評価することとします。

一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会の認証制度の趣旨をご理解いただき、ヒートアイランド現象の緩和に向け、認証制度をご活用いただき、技術の導入が促進されるようお願いいたします。

2 認証の対象とする部材等

一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会が定めるヒートアイランド対策認証制度実施要領に定める対象部材等は、下記の通りです。ただし、今後においても、ヒートアイランド対策効果がある部材等については、一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会の各部会での検討を経て認証委員会において検討され、適宜、追加されるものとしたします。

(1) 表面温度低減性舗装

1.1 保水性舗装（歩行者系）

①土舗装系

②ブロック舗装系

1.2 遮熱舗装（歩行者系）

(2) 表面温度低減性塗料

2.1 屋根用高日射反射率塗料

①塗料

(3) 表面温度低減性屋根

3.1 屋根用高日射反射率材料

①瓦

②化粧スレート

③金属屋根材

(4) その他

4.1 日よけ

①高日射反射率膜材

3 認証のながれ

認証手続は24ページに示す手順に従って行われます。

審査会は、定例4月、8月、12月の年3回開催されますが、申請の数により臨時の審査会も開催し、迅速な審査を行います。

4 申請先

申請先は、下記の通りとします。なお、受付は、郵送又は電子メールに限ります。

住所：〒675-1204 兵庫県加古川市八幡町上西条1051-2

一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会

TEL 079(438)3777 FAX 079(438)3778

電子メール：info@jhic.jp

URL：<http://www.jhic.jp>

5 提出書類等

- ① 様式第1（申請書）
- ② 様式第1の別紙1（担当者情報）
- ③ 様式第1の別紙2（技術情報）
- ④ 様式第2の技術評価報告書
- ⑤ 様式第3の誓約書
- ⑥ 手数料支払い領収書
- ⑦ 技術に係る仕様書、パンフレット、施工マニュアル等
- ⑧ 施工実績、使用実績等

6 手数料等

- (1) 認証審査および変更審査については、一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会の正会員は、60,000円（初めて行う申請に限り2品目以上で1品目無料）、正会員以外は100,000円です。また、1つの企業が複数の申請を行う場合は、一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会の正会員は2件目以降一律30,000円、正会員以外は一律60,000円です。同一申請内で複数色申請の場合は、2色目以降毎に3,000円です。
- (2) 認証技術の移転または譲渡については、30,000円です。
- (3) 更新手数料は、30,000円です。
- (4) 手数料は、次の銀行口座に振り込んでください。

みなと銀行 加古川支店

普通 1798658

日本ヒートアイランド対策協議会

※振込み手数料は、申請者の負担となります。

7 第三者技術評価機関による技術評価費用の目安

技術評価機関によって異なりますが、一件当たりの目安として、高日射反射率塗料、高日射反射率舗装、高日射反射率屋根材にかかる日射反射率及び明度については、10,000円程度です。また、保水性舗装ブロックにかかる蒸発性能試験は、80,000円程度です。

ヒートアイランド対策認証制度実施要領

第1条（目的）

この要領は、ヒートアイランド対策認証制度実施要綱（平成28年7月策定）（以下「認証制度実施要綱」という。）に基づき、一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会が行うヒートアイランド対策認証制度（以下「認証制度」という。）の実施に必要な事項を定める。また、この要領の定義は認証制度要綱に定めるところによる。

第2条（対象部材等）

本認証制度において対象とする部材等は、ヒートアイランド対策技術分野毎に、別表第1に掲げるものとする。

第3条（認証基準）

ヒートアイランド対策として用いる時に部材に期待される性能項目毎、部材毎に認証を行う。

本認証制度では、施工上の条件については、ヒートアイランド対策として部材性能を発揮するために不可欠のものについては、施工条件・方法も含めて認証する。

街区・場所・建物等に当該部材を使用し、ヒートアイランド対策として効果を発揮するため、部材自体の性能に加えて、適用する街区・場所、建物の状況に応じた適切な設計上の配慮が必要となる場合には、設計上の留意点等を付して認証する。

認証基準は、ヒートアイランド対策技術毎に、性能項目毎に、通常の部材より高い性能を示すものとして別表第2に示すものとする。

第4条（評価方法）

認証基準に対する評価方法は、評価項目毎に、別表第3に示す通りとする。

第5条（認証申請）

申請者は、様式第1に定める申請書により、一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会に認証申請を行うものとする。

2 申請書には、審査に必要となる次の資料を添付するものとする。

- (1) 様式第1別紙1の担当者連絡先
- (2) 様式第1別紙2の技術概要説明書
- (3) 様式第2の第三者技術評価機関（別表第5に指定する）による技術評価報告書
- (4) 様式第3の誓約書
- (5) その他の製品パンフレット、手数料振込領収書等の資料

第6条（審査）

認証委員会審査会は、第3条に掲げる認証基準に基づき、申請された部材等毎を次に掲げる区分において審査する。審査会は、必要に応じて申請者に対してヒヤリングや追加資料の提出を求めて審査する。

(1) 認証審査

新規の申請に対し、審査会は、別表第2に掲げる認証基準に適合しているか否かを審査する。

(2) 変更審査

既に認証された部材等に関する仕様の変更に伴う申請に対し、審査会は、別表第2に掲げる認証基準に適合しているか否かを審査する。

第7条（申請部材等の認証）

協議会代表理事は、認証委員会から報告のあった審査結果を受けて、認証基準に適合している場合は、申請者に対して様式第4に定める「認証書」を交付する。

2 認証する場合は、結果の通知と合わせて、以下について付記するものとする。

(1) 認証マークの使用及び使用上の注意

(2) 認証番号

(3) その他、必要事項

第8条（認証の表示）

前条で認証の通知を受けたものは（以下「認証者」という。）は、認証部材等やチラシ等に認証マーク及び認証番号を表示することができる。

2 認証マーク及び認証番号を表示する場合は、表示した認証商品の施行後速やかに、様式第5に定める「認証マーク・認証番号の表示に係る届出書」に必要書類を添えて、協議会に届け出るものとする。

第9条（手数料の納付）

申請者は、別表第4に示す手数料を申請日までに、一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会に振込により納付し、申請書に領収書を添付するものとする。

第10条（認証期間及び認証の更新）

認証期間は5年とし、期間を経過し、なお、認証を継続する場合は、様式第6により更新手続きを取るものとする。

第11条（認証の辞退）

認証者は、以下のいずれかに該当する場合、様式第7の「認証の辞退に係る届出書」に必要書類を添えて、協議会に届け出るものとする。

- (1) 認証部材等が認証基準を満たさなくなった場合
- (2) 自ら認証を辞退しようとする場合

第 12 条（認証者の責務及び認証の取り消し）

認証者は、認証部材等に関する関係規定等を遵守しなければならない。

- 2 認証者は、消費者等との間において認証部材等に係る品質、安全性等の問題が生じたときは、自らの責任において、その処理を行うものとし、処理状況を速やかに協議会に報告しなければならない。
- 3 協議会が認証部材等に関する検査、報告を求めた場合、認証者は真摯に対応しなければならない。
- 4 協議会は、認証者が下記のいずれかに該当する場合、認証を取り消すことができる。この場合、認証者に対して通知するとともに、これを公表するものとする。
 - (1) 第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合
 - (2) 協議会に多大の損害を与える行為であると協議会が認めた場合
- 5 認証の取り消しに伴う損害等について、協議会は一切責任を負わないものとする。

第 13 条（協議会の支援）

協議会は、認証した部材等及び認証を取り消した部材等を速やかにホームページ及び冊子等で公表する。

また、本認証制度の普及、拡大を通じて協議会会員の業績発展に資するため、認証部材等の広報や販路拡大等を支援するとともに、定期的に当該商品の販売状況等の把握に努めるものとする。

第 14 条（秘密保持義務）

協議会において本認証制度にかかわる者は、正当な理由なく、本認証制度において知りえた事実を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

第 15 条（知的財産権等の取り扱い）

協議会は、申請された認証部材等に係る知的財産権、申請者の個人情報、申請者及び認証者からの提出書類等について、第 14 条に基づく秘密保持義務に配慮して、適正に取り扱わなければならない。

第 16 条（その他）

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 29 年 1 月 20 日から施行する。

別表第1 対象部材等

区分	対象部材等		対象部材等の要件
1 表面 温度 低減 性 舗装	1.1 保水性舗装（歩行者系） ① 土舗装系 ② ブロック舗装系		（社）日本道路協会 舗装設計 施工指針 第5章 歩道・自転車道等による
	1.2 遮熱舗装（歩行者系）		同上
2 表面 温度 低減 性 塗料	2.1 屋根用高日射反射率塗料 ① 塗料		塗料の塗膜性能は JIS K5658（建築用耐候性上塗り塗料）に準じる。
3 表面 温度 低減 性 屋根	3.1 屋根用高日射反射率材料 ① 瓦 ② 化粧スレート ③ 金属屋根材		瓦は JIS A 5208（粘土がわら）に準ずる。 化粧スレートは JIS A 5423 に準ずる 金属屋根材は、母材の種類ごとに JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）、JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）、JIS G 3318（塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯）

			に準じる。
4 そ の 他	4.1 日よけ ①高日射反射率膜 材		日本オーニング協会のロールオー ニング自主管理規定に準ずる。

別表2 認証基準

区分	部材等	認証基準
1 表 面 温 度 低 減 性 舗 装	1.1 保水性舗装（歩行者系） ① 土舗装系 ② ブロック舗装系	JIS A 5371 に従う試験で保水性 0.15 g/cm ³ , 吸水性（吸上げ高さ）70.0%以上及び蒸発効率 40.0%を超えるものとする。蒸発効率の平均化時間は12時間とする。
	1.2 遮熱舗装（歩行者系）	明度により、基準となる日射反射率と、近赤外波長域日射反射率（波長範囲：780nm～2500nm）が異なる。 明度 L*値が $L^* \leq 40.0$ では、日射反射率 ≥ 20.0 、且つ近赤外波長域日射反射率 ≥ 30.0 明度 L*値が $40.0 < L^* < 80.0$ では、日射反射率 $\geq 5/8L^* - 5$ 、且つ近赤外波長域日射反射率 $\geq 6/8L$ 明度 L*値が $L^* \geq 80.0$ では、日射反射率 ≥ 45.0 、且つ近赤外波長域日射反射率 ≥ 60.0
2 表 面 温 度 低 減 性 塗 料	2.1 屋根用高日射反射率塗料 ① 塗料	明度により、基準となる日射反射率と、近赤外波長域日射反射率（波長範囲：780nm～2500nm）が異なる。 明度 $L^* \leq 40.0$ では、日射反射率 ≥ 30.0 、且つ近赤外波長域日射反射率 ≥ 40.0 明度 L^* 値が $40.0 < L^* < 80.0$ では、日射反射率 $\geq 3/4L^*$ 、且つ近赤外波長域日射反射率 $\geq L^*$ 値 明度 L^* 値が $L^* \geq 80.0$ では、日射反射率 ≥ 60.0 、且つ近赤外波長域日射反射率 ≥ 80.0 180日後、日射反射保持率 90%以上 ※試験方法：JIS K5602の試験方法により測定

3 表 面 温 度 低 減 性 屋 根	3.1 屋根用高日射反射率材料 ①瓦 ②化粧スレート ③金属屋根材	<p>明度により、基準となる日射反射率と、近赤外波長域日射反射率(波長範囲:780nm~2500nm)が異なる。</p> <p>明度$L^* \leq 40.0$では、日射反射率≥ 30.0、且つ近赤外波長域日射反射率≥ 40.0</p> <p>明度L^*値が$40.0 < L^* < 80.0$、日射反射率$\geq 3/4L^*$、且つ近赤外波長域日射反射率$\geq L^*$値</p> <p>明度L^*値が$L^* \geq 80.0$では、日射反射率≥ 60.0、且つ近赤外波長域日射反射率≥ 80.0</p> <p>180日後、日射反射保持率90%以上</p> <p>※試験方法: JIS K5602の試験方法により測定</p>
4 そ の 他	4.1 日よけ ①高日射反射率膜材	<p>明度により、基準となる日射反射率と、近赤外波長域日射反射率(波長範囲:780nm~2500nm)が異なる。</p> <p>明度$L^* \leq 40.0$では、日射反射率≥ 30.0、且つ近赤外波長域日射反射率≥ 40.0</p> <p>明度L^*値が$40.0 < L^* < 80.0$では、日射反射率$\geq 3/4L^*$、且つ近赤外波長域日射反射率$\geq 1/2L^* + 20$</p> <p>明度$L^* \geq 80.0$では、日射反射率≥ 60.0、且つ近赤外波長域日射反射率≥ 60.0</p>
5 経 過 処 置	屋根用高日射反射率材料 ①瓦	2025年までは、明度 $L^* \leq 40.0$ では、日射反射率 ≥ 25.0 、且つ近赤外波長域日射反射率 ≥ 35.0
6 備 考	遮熱舗装の保持率について	遮熱舗装の保持率は、早急にデータの蓄積を図り基準を設定する。

別表第 3 測定方法

評価項目		測定方法
日射反射率	別表第 1 の第 2 欄の 1.1 から 1.3,2.1 から 2.4,3.1 に掲げる対象技術	JIS K 5602 (塗膜の日射反射率の求め方) に従い、日射反射率 (波長範囲 300~2500nm) の測定を行う。
保水性	別表第 1 の第 2 欄の 1.1 から 1.3 に掲げる対象技術	JIS A 5371 附属書 B 保水性試験による。
吸水性		JIS A 5371 附属書 B 吸水性試験による。
蒸発効率		一般社団法人建材試験センターの団体規格試験方法 JSTM H 1001 (建築材料の保水性、吸水性及び蒸発性試験方法) による。
明度	別表第 1 の第 2 欄の 1.1 から 1.3,2.1 から 2.4,3.1 に掲げる対象技術	JIS K 5600 (塗料一般試験方法第 4 部塗膜の視覚特性) に従い、明度の測定を行う。
備考：評価方法は、認証基準項目の測定結果及び上記の項目の測定結果を併せて、認証基準に適合するか否か評価する。		

別表第 4 認証審査および変更審査に係る対象部材等別の手数料

対象部材等	手数料 (一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会法人会員)
別表第 1 の第 1 欄及び第 2 欄に掲げる対象部材等	60,000 円
備考	
1 正会員は、初めて行う申請に限り 2 品目以上で 1 品目無料とする。	
2 一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会非会員は、一律 100,000 円とする。	
3 1 つの企業が複数の申請を行う場合は、日本ヒートアイランド対策協議会法人会員は、2 件目以降一律 30,000 円、非会員は一律 60,000 円とする。	
4 認証技術の移転または譲渡に係る手数料は 30,000 円とする。	
5 同一申請内で複数色申請の場合は、2 色目以降毎に 3,000 円とする。	
6 更新手数料は 30,000 円とする。	

別表第5 第三者技術評価機関

評価実施機関名	所在地	連絡先
一般財団法人 建材試験センター 中央試験所	〒340-0003 埼玉県草加市稲荷5丁目21番20号	TEL : 048-935-1994
一般財団法人 日本塗料検査協会 西支部	〒573-0164 大阪府枚方市長尾谷町1-20-3	TEL : 072-866-0600
東京都道路整備保全公社 土木材料試験センター	〒135-0075 東京都江東区新砂1-9-15	TEL : 03-5683-1550
一般財団法人 日本建築総合試験所	〒565-0873 大阪府吹田市藤白台5-8-1	
一般社団法人日本ヒートアイラ ンド対策協議会が委託するその 他の公的試験研究機関	(窓口) 一般社団法人日本ヒートアイランド 対策協議会	TEL : 079-438-3777
その他 認証委員会で認める試験機関		

(様式第1) (第5条関係)

平成 年 月 日

一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会代表理事様

申請者 (住所)

(名称)

(代表者名)

印

認証申請書 (新規・変更)

一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会が実施するヒートアイランド対策認証制度について、認証制度実施要領第5条に基づき、以下のとおり申請します。

- ① 認証対象製品名・型番
- ② 認証を受ける対象部材名
- ③ 申請者連絡先等 (別紙1) のとおり
- ④ 製品データの詳細 (別紙2の1) 及び (別紙2の2) のとおり
- ⑤ 対象部材の要件合致証明資料 対象部材の要件を満たすことを証する証明書を添付すること。
- ⑥ その他添付資料 手数料振込み領収書の写し
認証対象製品の「基本仕様書」、「パンフレット」、「施工マニュアル」、「施工実績」などの資料名称を記載の上、添付する。

(様式第1 別紙1) 担当者連絡先

会社名	フリガナ (全角) 会社名 (全角)	
担当者所属・役職	所属 (全角)	
	役職 (全角)	
担当者氏名	フリガナ (全角)	
	氏名 (全角)	
電子メールアドレス	(半角)	
郵便番号	(半角)	
住所	(全角)	
電話番号	(半角)	
ファクス番号	(半角)	
ホームページ	(半角)	

(様式第1 別紙2その2)

7. 既に実施された試験の結果

7. 1 対象部材等の要件に関する試験 (資料添付)

試験項目・基準値・測定値等

7. 2 認証基準・第三者技術評価機関による試験結果 (資料添付)

試験項目：

測定値等：

備考 (事業名・測定者・条件など)

7. 3 その他、自社が有している試験結果 (資料添付)

8. その他技術に関する補足事項

(様式第3)(第5条関係)

誓約書

平成 年 月 日

一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会代表理事様

申請者(住所)

(名称)

(代表者名)

印

一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会が実施するヒートアイランド対策認証制度に技術を申請するにあたり、次の事項について特に留意し、ヒートアイランド対策認証制度実施要綱及び認証制度実施要領並びに他の法令等を遵守することを誓約いたします。

1. 技術の申請について、偽りや不正を行いません。
2. 技術の申請について、一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会から報告及び資料の提出を求められた場合は、正当な理由が無く拒否しません。
3. 認証を受けた技術について、ヒートアイランド対策の性能に関する仕様を変更した場合は、すみやかに変更審査を申請します。
4. 認証を受けた技術と異なる技術について、認証を受けた技術と偽りまたは誤解させるような行為を行いません。
5. 認証を受けた技術について、事故・苦情等の問題が生じたときは、当方がその一切の責任を負います。
6. 認証された技術の生産、製造又は販売を通じて、ヒートアイランド現象緩和に貢献するように努めます。

(様式第4)(第7条関係)

認 証 書

平成 年 月 日

申請者

(住所)

(名称)

(代表者名)

一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会代表理事

下記の対象製品については、一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会が実施するヒートアイランド対策認証制度(平成 年 月 改訂版)に基づき、ヒートアイランド対策に資する技術の基準に適合するものであることを認証します。

記

1. 認証番号

2. 認証対象製品名・型番

3. 設計上の留意点等

(様式第5)(第8条関係)

平成 年 月 日

一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会代表理事様

届出者(住所)

(名称)

(代表者名)

印

認証マーク及び認証番号使用届出書

認証マーク及び認証番号使用を行ったので、認証制度実施要領第8条に基づき、以下のとおり届出します。

- 1 認証月日
- 2 認証番号
- 3 認証部材
- 4 認証を受けた商品名
- 5 その他(写真等)

(様式第6)(第10条関係)

平成 年 月 日

一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会代表理事様

申請者(住所)

(名称)

(代表者名)

印

更新申請書

平成 年 月 日 号により、認証を受けた下記の技術について、認証の更新を認証制度実施要領第10条に基づき、以下のとおり申請します。

- ① 認証対象製品名・型番
- ② 該当する部材
- ③ 申請者連絡先等 (別紙1) のとおり
- ④ 製品データの詳細 (別紙2の1) 及び(別紙2の2) のとおり
- ⑤ 対象部材の要件合致証明資料 対象部材の要件を満たすことを証する証明書を添付すること。
- ⑥ その他添付資料 手数料振込み領収書の写し
認証対象製品の「基本仕様書」、「パンフレット」、「施工マニュアル」、「施工実績」などの資料名称を記載の上、添付する。

(様式第7)(第11条関係)

平成 年 月 日

一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会代表理事様

申請者(住所)

(名称)

(代表者名)

印

認証辞退届出

平成 年 月 日 号により、認証を受けた下記の部材について、認証を辞退しますので、下記により届出します。

- 1 認証月日
- 2 認証番号
- 3 認証部材
- 4 認証を受けた商品名

認証手続きのながれ

